

はじめに

地方分権の一層の推進、人口減少社会及び広域行政への対応、国・地方を通じる厳しい財政状況の下での行政改革の要請等を背景に、基礎自治体としての市町村の規模・能力を充実し、行財政基盤を強化することが課題となってきました。そのため、平成 11 年の地方分権一括法により「市町村の合併の特例に関する法律」（旧合併特例法）が強化されたことを契機に、市町村の合併が積極的に推進されてきました。

平成の合併は、具体的には、旧合併特例法に基づき、平成 11 年から平成 17 年までは合併特例債や合併算定替の大幅な延長といった手厚い財政支援措置により、また、平成 17 年以降は、「市町村の合併の特例等に関する法律」に基づく国・都道府県の積極的な関与により、推進されてきました。

三重県においても、平成 12 年 12 月に「市町村の合併の推進についての要綱」を策定し、市町村合併の気運の醸成を図り、平成 13 年 12 月には「三重県市町村合併支援方針」を決定し、自主的な市町村合併に取り組む団体を支援してきました。このような中、平成 15 年 12 月 1 日のいなべ市発足を皮切りとして、平成 18 年 1 月 10 日の紀宝町及び大台町発足に至るまで、県内では 16 の合併市町が誕生しました。

その結果、平成 15 年 11 月 30 日に 69 市町村であったのが、平成 18 年 1 月 10 日には 29 市町に再編され、合併市町は市町村建設計画に基づき、新しいまちづくりに取り組んできました。合併市町に対しては、合併算定替等の交付税措置や合併特例債、市町村合併推進体制整備費補助金による国の財政措置があり、県も市町村合併支援交付金等による支援を行ってきました。

三重県が平成 20 年 12 月にとりまとめた「市町村合併後の状況～現時点で把握される事項について～」では、「各市町が合併後 2 ヶ年度以上を経過したこと」から、合併した市町に対し、合併の効果や合併後の課題・懸案と考えている事項について調査を行い、それらを整理して発表しました。

市町村合併は、地域の将来を見据えて行われるものであり、その本来の効果が現れるまでには時間を要するものとされてきました。しかしながら、県内の市町村合併においても、概ね 10～12 年が経過し、当初、市町村建設計画等で一般的に定められていた 10 年程度の期間を経たことから、今回の「合併市町状況調査」では、合併市町の現在の状況、合併の効果や合併後の課題、今後のまちづくり方針等について、改めて調査を行い、それらを整理しました。

本報告書は、三重県における平成の合併の状況を把握するのみならず、県内市町が今後のまちづくりに活かすことを目的としてとりまとめています。